

お取引の手引き

当金庫では、お客様とお取引の際の手続を以下のとおり定めております。お取引の際には、内容を十分ご確認くださいようお願い申し上げます。

【現金、通帳・証書、払戻請求書（伝票）などの重要物のお預かりについて】

1. 当金庫職員が、お客様から現金、通帳・証書、払戻請求書（伝票）などの重要物をお預かりする際には、授受の証として、必ず当金庫所定の「受取書」または「預り証」をお渡しします。
なお、名刺やメモなどで代用することや、これらを発行せず、現金、通帳・証書、払戻請求書（伝票）などの重要物をお預かりすることはございません。
2. 当金庫所定の「受取書」または「預り証」の記載内容などに誤りがないか十分ご確認ください。
3. 当金庫所定の「預り証」は、お客様へ現金のお届けや通帳・証書などの重要物をお返しする際、引き換えに回収させていただきますので、それまで大切に保管をお願いします。また、通帳・証書などの重要物をお受取りの際は、返却物、内容に誤りがないか必ずご確認ください。
4. 通帳・証書などの重要物は、当金庫にて事務手続きを行う際に適正な期間お預かりするもので、お客様の都合による場合を除き、通帳・証書などの重要物を長期間に渡りお預かりすることはありません（お借入れの担保品を除く）。
5. 当金庫職員は、いかなる場合にも、お客様のご印鑑をお預かりすることや、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすることはありません。

当金庫職員が、万一、当金庫所定の「受取書」または「預り証」をお渡ししないなど、お取引の際の手続において、ご不明・不審な点がございましたら、呉信用金庫「お客様の声」受付窓口（電話 0120-32-8883<フリーダイヤル>、受付時間 平日 9:00～17:30）までご連絡ください。

【ご契約時ならびに定期的に書類の交付または送付しているものについて】

お取引の種別		ご契約時にお渡しするもの		定期的にお送りするもの	
		当日お渡しするもの	後日お送りするもの		発送時期
預金・積金	普通預金 貯蓄預金	◆通帳	◆キャッシュカード (お申込みいただいた場合のみ)		
	定期預金	◆通帳または証書		◆満期・中間利払のお知らせ (兼計算書) ◆変動金利定期預金のご案内	◆満期日の3ヵ月前 ◆利率変更が発生した月
	定期積金	◆通帳	◆定期積金ご契約のお礼	◆満期・中間利払のお知らせ (兼計算書)	◆満期日の3ヵ月前
融資	カードローン	◆お客様控え(申込書、契約書等)	◆融資案内状 ◆ローンカード(くれしんカードローンはローンカードを発行いたしません)	◆貸越利息計算書(ご利用いただいた場合のみ) ◆利用明細書	◆年2回 (3、9月)(※) ◆年4回 (1、4、7、10月)(※)
	手形貸付	◆融資計算書		◆手形期日到来のお知らせ	◆期日の2週間～1ヵ月前
	証書貸付	◆融資計算書 ◆返済予定表 ◆お客様控え(申込書、契約書等)	◆融資案内状	◆返済明細表(変動金利) ◆固定期間満了のお知らせ(住宅ローン契約者)	◆利率変更の1ヵ月前 ◆変更年月の3ヵ月前
預り資産	国債		◆お客様控え(申込書等)	◆残高および利払計算書 ◆償還案内	◆年1回(4月) ◆償還月の3ヵ月前
	投資信託		◆お客様控え(申込書等)	◆取引残高報告書 ◆決算報告書 ◆特定口座年間取引報告書	◆年1回～4回(※) ◆年1回以上(※) ◆年1回(1月)
	保険商品	◆お客様控え(申込書、意向確認書等)	◆保険証券	◆運用報告書(個人年金保険)	◆年1回(※)
	信託商品	◆お客様控え(申込書等)	◆ご契約の明細	◆贈与の依頼書 ◆信託決算の報告	◆年1回(2月) ◆年1回(4月)
出資金	◆お客様控え		◆配当金支払通知書兼領収書 ◆業務のご報告	◆年1回 (6月下旬)	

※印がついた書類の送付時期は商品毎に異なります。

ご契約時の書類などの交付が無い場合、定期的にお送りする書類が送られてこないなど、ご不明・不審な点がございましたら、[呉信用金庫「お客様の声」受付窓口\(電話 0120-32-8883 <フリーダイヤル>\)](tel:0120-32-8883)、[受付時間 平日 9:00～17:30](tel:0120-32-8883)までご連絡ください。

以上